

柳井市断熱リフォーム促進事業募集要領

カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として、市内の居住用既存住宅の断熱性能を向上させ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減を図るため、市民の皆さんが市内施工業者に依頼して行う断熱リフォーム工事費の一部を補助することとし、下記のとおり募集します。
なお、本事業の事業期間は令和5年度から令和7年度で、本年度が最終年度となります。

○申請できる人

次のすべての要件を満たしている人

- ・柳井市民であること
- ・市内にある自己所有の既存住宅に居住している人、又は2親等以内の親族が所有している既存住宅に居住している人
- ・市税を滞納していない人

○補助対象工事

次のすべての要件を満たしている工事

- ・窓の断熱改修工事及び併せて実施する屋根、天井、外壁、床の断熱改修工事
 - ※1以上の居室（居間、寝室、台所等）において行う窓の断熱改修工事は必須
 - ※同事業にて窓の断熱工事を実施済みの場合は、併せて実施するものとみなす
 - ※事業所部分及び賃貸借部分は除く
 - ※同じ建物の中に店舗等の部分と住居部分を併せ持つ併用住宅で居住部分が1/2以上の場合は、居住部分のリフォーム工事のみ対象
- ・市内に本社又は本店所在地を有する法人、又は住所を有する個人事業者に依頼する工事
- ・対象工事費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の工事
- ・補助金交付決定後に着手し、令和8年1月末までに完了する工事
 - ※交付決定前に着手した工事や期日までに完了しない工事は、対象外です。
- ・本市が実施する他の補助等を受けていないこと

○補助金額

補助対象工事費（消費税及び地方消費税を除く）の20%（補助上限額50万円）

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て

※同一住宅について、同事業で補助金の交付を受けている場合は、補助上限額50万円に達するまで申請が可能

○申請期間

令和7年7月1日（火）～12月26日（金） 平日8時30分から17時15分まで

- ・先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付終了となります。なお、受付初日で予算額に達した場合は抽選を実施します。

○申請方法

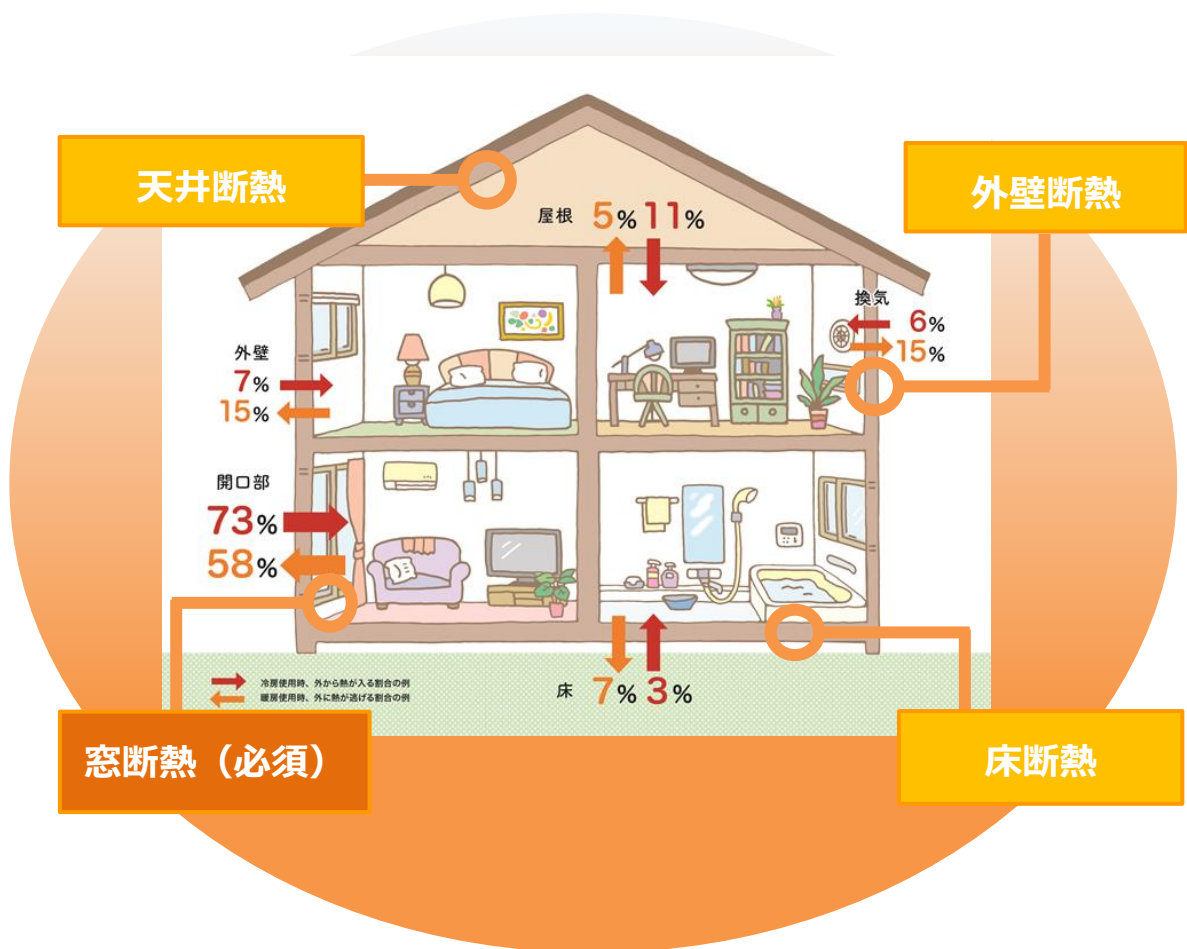
詳しくはお問い合わせの上、申請期間内に交付申請書に必要書類を添えて、建築住宅課へ提出してください（郵送、FAX、メールは不可）。

詳細は、市ホームページにも掲載します。

問い合わせ先：柳井市建設部建築住宅課 TEL 22-2111 内線 241～243

カーボンニュートラルの実現に向けて

断熱リフォーム補助金



柳井市

(1) 申請

《申請期間》

令和7年7月1日（火）～12月26日（金） 平日8時30分から17時15分まで

提出先 建築住宅課（郵送、FAX、メールは不可）

※市内施工業者等による代理での提出も可

《申請時提出書類》各1部

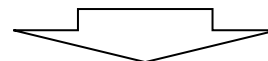
- ① 交付申請書
- ② 同事業で補助金の交付を受けている場合は、補助金交付決定通知書の写し
- ③ 住宅位置図
- ④ 補助対象工事見積書（工事の箇所、数量、単価等が明記され、工事内容が確認でき、施工業者の記名押印があるもの、申請者宛て）又はその写し
- ⑤ 補助対象工事着手前の現場写真（住宅の全景、工事予定箇所が分かるもの、日付入り）
屋根等の自分でリフォーム工事前の現場写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらい、工事完了実績報告時に完了写真と一緒に提出することも可能です。
- ⑥ 断熱リフォーム工事チェックリスト
- ⑦ 工事箇所を示した住宅平面図、断熱性能等が確認できる書類
- ⑧ 申請者の住民票の写し（発行日から30日以内のもの）
- ⑨ 補助対象工事を行う住宅の令和7年度固定資産税納税通知書と固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し、又は固定資産税名寄帳
- ⑩ 申請者の市税完納証明書（発行日から30日以内のもの）
- ⑪ 2親等以内の居住者が申請する場合、家屋所有者の市税完納証明書と住民票の写し（発行日から30日以内のもの）、家屋所有者との親族関係が分かる書類（戸籍謄本等）
- ⑫ 施工業者の本社又は本店所在地が市内にあることが分かる書類（法人の場合には法人登記の写し、個人の場合には代表者の住民票の写し。ただし、補助金を申請した日の属する年度に本市の建設工事等入札参加資格申請を行っている施工業者については、当該書類の提出は不要。）
- ⑬ その他市長が必要と認める書類



(2) 審査、交付決定

交付申請書をもとに審査し、交付決定通知書を申請者へ送付します。

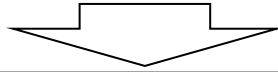
※審査期間は約2週間程度。交付決定通知書受領後に工事着手してください。



(3) リフォーム工事着手

交付決定通知書受領後に工事着手し、令和8年1月末までに完了してください。

※工事前後の違いが分かりにくいものは、作業中の写真も添付してください。

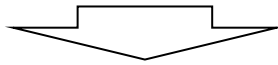


(4) リフォーム工事完了実績報告

工事完了後、工事完了実績報告書等を建築住宅課へ提出してください。

《完了報告時提出書類》各1部

- ① 工事完了実績報告書
- ② 補助対象工事代金領収書の写し（施工業者の記名押印があるもの、申請者宛て）
- ③ 補助対象工事完了後の現場写真（工事箇所がわかるもの、日付入り）
※工事前と比較ができるように同じ方向から撮影してください。
工事前後の違いが分かりにくいものは、作業中の写真も添付してください。
- ④ その他市長が必要と認める書類



(5) 完了検査

工事完了実績報告書をもとに検査を行い、確定通知書を申請者へ送付します。

※工事写真をもとに実地検査を行う場合があります。



(6) 補助金の請求及び交付

交付請求書を申請窓口に提出してください。

申請者名義の口座に約1か月後に振り込みます。

□工事内容に変更がある場合

交付決定を受けた後、補助対象となる工事内容を変更するときは、変更交付申請書に必要書類を添えて申請する必要があります。追加工事を希望する場合は、交付額の増額を行いますが、予算の範囲内とします。また、予定していた工事を一部取りやめる場合は、交付額の減額を行います。いずれも、変更交付申請書を提出し、補助金の変更交付決定を受ける必要があります。

《変更申請時提出書類》各1部

- ① 変更交付申請書
- ② 補助対象工事変更見積書（工事の箇所、数量、単価等が明記され、変更工事内容が確認でき、施工業者の記名押印があるもの、申請者宛て）又はその写し
- ③ 補助対象工事変更前の現場写真（変更工事予定箇所が分かるもの、日付入り）
- ④ 断熱リフォーム工事チェックリスト
- ⑤ 工事箇所を示した住宅平面図、
追加変更工事の場合は、断熱性能等が確認できる書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類